

非管理版

一般社団法人
群馬県エクステリア建設業協会
会 員 規 約

GECIA

GUNMA
EXTERIOR
CONSTRUCTION
INDUSTRY
ASSOCIATION



承認 理事長	審査 副理事長	作成者 事務局
山口	町田	青木

制定日 : 2020 年 11 月 26 日 発行部署 : 事務局 文書 No. : GSK01-01	会員規約 改訂履歴	
---	--------------------------------	--

版 数	制定／改訂日	改訂箇所(改訂理由)	承認 会 長	審 査 副会長	作 成 事務局
1	2020/11/26	初版制定	山口	町田	青木

第 1 条 (当会の目的)

当法人は、エクステリア業に従事する会員相互の協力により、情報交換を進め豊かな住環境づくりを目的とし、その目的を達成する為に、次の事業に従事する人々のネットワーク作りの為に必要とされる事業

1. エクステリアに関する情報の発信に係る事業
2. 会員の資質の向上に関する啓発活動事業
3. その他前各号に附帯または関連する事業

第 2 条(会員の種類と入会資格、入会金、年会費、権限)

1. 正会員 (法人)

【入会資格】

- ・群馬県及び隣接する県内でエクステリア業を営む業者で法人格を有し、建設業許可を有していること。(建設業許可が無い法人は、入会后 2 年以内に取得していただく。)
- ・公益社団法人日本エクステリア建設業協会 (以下、JPEX という) の支部会員として、JPEX を通して業界、地域業界の発展に寄与する気持ちを有していること。
- ・当会の活動に積極的に参加することと同時に、当会運営に参画する気持ちを有していること。
- ・社内にエクステリアプランナーを有する社員が在籍していること。
- ・社内規定で、お客様へのアフターフォロー基準を持っていること。
- ・他社社員の引き抜き行為をしない。
- ・施工品質、顧客満足度の継続的改善を行い、三方良し経営を実践していること。
- ・JPEX 理事会にて JPEX 入会承認がなされること。

【入会金】

入会金は 10,000 円とする (年次ごとに見直し)

【年会費】

年会費は 30,000 円とするが、JPEX 年会費 30,000 円を同時に徴収し、まとめて JPEX へ納入する。

(JPEX の年会費の変動に依ることがある。また、年会費は年次ごとに見直す。)

【権限】

- ・GECIA 総会にて議決権 1 票を有する。
- ・公益社団法人日本エクステリア建設業協会 (以下 JPEX) 群馬県支部としての会員資格が付与される。但し、JPEX のみの正会員の入会はできない。
- ・会員所属の全社員が GECIA の開催する催事に会員価格にて講習に参加できる。

2. 賛助会員 (法人)

【入会資格】

- ・日本国内において、エクステリアに関連する商材の製造、卸販売または流通に関する業務を行う法人であること。(植物、建機、建材、ソフトウェア等を含む)
- ・当会の活動に積極的に参加することと同時に、当会運営に参画する気持ちを有していること。
- ・他社社員の引き抜き行為をしない。

【入会金】

入会金は 10,000 円とする（年次ごとに見直し）

【年会費】

年会費は 40,000 円とする（年次ごとに見直し）

【権限】

- ・ GECIA 総会にて議決権 1 票を有する。
- ・ 会員所属の全社員が GECIA の開催する催事に会員価格にて講習に参加できる。

3. 個人会員（個人）

【入会資格】

法人登記していない個人事業主、非会員企業の被雇用者、フリーランス及び学生を対象としております。法人の代表者様は、個人会員への登録は不可となります。また、個人または非会員法人にてエクステリア業に従事するもの。

（※登録は群馬県エクステリア建設業協会会員の個人名となり、議決権を有さない。

個人会員の被雇用者が勉強会への参加は一般（非会員）扱いとなり、協会からの仕事紹介及び公益社団法人日本エクステリア建設業協会（JPEX）群馬県支部としての活動はできません）

【入会金】

入会金は 5,000 円とする（年次ごとに見直し）

【年会費】

年会費は 12,000 円とする（年次ごとに見直し）

【権限】

個人会員本人のみ GECIA の開催する催事に会員価格にて講習に参加できる。

4. 【入会金及び年会費の返金について】

すべての会員は、入会金及び年会費はいかなる場合があっても、返金されない。

別表 1	入会金	年会費	議決権	GECIA 催事 会員価格 参加	JPEX との 関係	HP への 掲載	ブロック 塀診断の 物件斡旋
法人会員	10,000 今年度 免除	60,000 3 万は JPEX へ	有	全社員	公認 県支部 会員	企業名 リンク AD	優先
賛助会員	10,000 今年度 免除	40,000	有	全社員	無	企業名 リンク AD トップペー ジバナー	無
個人会員	5,000 今年度 免除	12,000	無	本人のみ	無	個人名 のみ	一部あり

第 3 条(入会登録及び退会)

1. 当会の入会においては、約款および本会員規約の内容に賛同し、原則として次の要件を遵守することを参加資格の条件とする。
2. 運営理事会の承認があること。

入会法人の要件

- a. 当会の趣旨に賛同する法人及び個人を会員とします。
- b. 当会の担当者を置くことができること。
- c. 法令を遵守し、品質を向上していくことができる施工店であること。

※入会添付書類 1 式

- 入会申込書
 - 資格者一覧
 - 入会金+年会費
- 会社概要が変更の際は変更届けとして新たに提出すること。

5. 退会、除籍について

退会は書面を持って退会届を提出することで運営理事会において、これを承認する。尚、次に該当する場合、運営理事会の承認を経て除籍できるものとする。

- a. 著しく会の事業を阻害し、もしくは名称を傷つけた場合。
- b. 当会の情報の漏洩、または顧客情報の漏洩。
- c. お客様、賛助会員からのクレームが著しく多い場合。
- d. 理由なく半年以上会費を滞納した場合。
- e. やむを得ない理由で事業を中止したとき。

〈退会・除籍に際しての取り決め〉

- a. 当会および会員各社の情報漏洩をしない。
- b. 当会の商標、名称等を使用してのサービス提供はできない。

第 4 条(運営組織・総会・運営理事会)

1. 当会の運営にあたり、「理事長の事業所内」に事務局を設置すること。
2. **理事長及び副理事長の他一般会員 2 名、賛助会員の中から賛助会員会長を 1 名選出し、他 2 名を賛助会副会長として任命し、計 7 名体制で運営組織とする。また、上記 7 名を『運営理事』とさせていただきますと存じます。**
運営理事任期は 1 年とし、最長 2 年まで再選を妨げない (理事長、副理事長は除く)

【総会】

3. 総会は毎年 4 月頃、年 1 回行う。
総会の成立は、会員の過半数の出席（委任状を含む）ものとし、また、その決議は、出席者の過半数の賛成によるものとする。

定時総会は運営理事会の決議に基づき、理事長が招集する。臨時総会は、会員の 3 分の 1 以上の要請、または理事会が必要と認めた場合に開催する。
次の事項は総会の決議に依拠する。

- a. 活動報告
- b. 決算の承認
- c. 活動方針の決定
- d. 予算の決定
- e. 理事、監事の選任
- f. 規約の改廃
- g. その他、理事会で必要と認める案件

【運営理事会】

4. 運営理事会は年 3 回開催し、総会での決議を具体化する。
運営理事会の招集は理事長が行い、過半数の出席で、決定する。
次の事項は運営理事会の決議に依拠する。

- a. 総会の開催及び、提出議案の決定
- b. 運営理事の選任案
- c. 会長及び副会長の選任
- d. 入退会者の承認
- e. 専門部会の設置、改廃
- f. 対外的表明案の決定
- g. 運営理事が必要と認める案件

第 5 条(見舞い・慶弔)

1. 当会では見舞い及び慶弔は一切行わないものとする。
2. 例外として行う見舞い及び慶弔については運営理事会の一任とする。
3. 見舞・慶弔について、知りえる情報は、随時事務局より発信する。

第 6 条(規約の変更)

本規約の変更は、総会により変更することが出来るものとする。但し、変更案の提出にあたっては運営理事会による全会一致の承認を必要とする。